

食料・農業・農村基本計画(令和2年3月)

令和2年3月31日に、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。

食料・農業・農村基本計画とは、食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき農政の指針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに見直すこととされています。

これまでの食料・農業・農村基本計画においては、新制度の農業者年金についての記述はありませんでしたが、今回の計画では、「担い手の経営発展の後押し」及び「青年層の新規就農と定着促進」を推進するための施策の1つとして、農業者年金が明記されています。

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月）

～我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために～

基本的な方針

「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立

施策推進の基本的な視点

- ✓ 消費者や実需者のニーズに即した施策
- ✓ 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- ✓ 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- ✓ スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- ✓ 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- ✓ 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- ✓ 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- ✓ SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策

食料・農業・農村をめぐる情勢

農産物の需要と生産
 農林水産物・食品輸出額
 4,497億円(2012) → 9,121億円(2019)
 生産農産物産 2,898億円(2014) → 3,516億円(2018)
 若者の新規就農
 18,800人/年(09～13平均) → 21,400人/年(14～18平均)

国内外の環境変化
 ①国内市場の縮小・海外市場の拡大
 ・人口減少、消費者ニーズの多様化
 ②TPP11、日米貿易協定等の新たな国際環境
 ③頻発する大規模自然災害、新たな感染症
 ④CSF(動物の発生・ASF(アフリカ豚熱)への対応

生産基盤の維持強化
 農業就業者数や農地面積の大幅な減少

これまでの食料・農業・農村基本計画

- 食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき確定
 - 今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、中期の中期的なビジョン
- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|-------|-------|-------|-------|
- ※ おおむね5年ごとに更新

目標・展望等

食料自給率

【カロリーベース】 37% (2018) → 45% (2030) 【生産額ベース】 66% (2018) → 75% (2030)
 (食料安全保障の状況を評価)

【食料自給率】 25% (2018) → 34% (2030)
 (食料自給率を反映せず、国内生産の状況を評価するため新たに設定)

【食料自給率】 46% (2018) → 53% (2030) <生産額ベース> 69% (2018) → 79% (2030)
 <カロリーベース>

農地面積

農地面積に加え、労働力も考慮した指標を提示。また、新たに2030年の見直しも提示

講ずべき施策

1. 食料の安定供給

- 新たな価値の創出による需要の開拓
- グローバルマーケットの戦略的な開拓
 (農林水産物・食品の輸出額：5兆円を目指す(2030))
- 消費者と食・農とのつながりの深化
- 食料の安全確保と消費者の信頼の確保
- 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立
- TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応

2. 国土の持続的発展

- 担い手の育成・確保
 (法人化の加速化、経営継承、新規就農と定着促進等)
- 多様な人材や主体の活躍
 (中小・家族経営、農業支援サービス等)
- 農地集積・集約化と農地の確保
 (人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働等)
- 農業経営の安定化
 (収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進等)
- 農業生産基盤整備
 (農業の成育産業化と国土強靱化に向けた基礎整備)
- 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
 (品目別対策、農作業等安全対策の展開等)
- 農業生産・流通現場のイノベーションの促進
 (スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進等)
- 環境政策の推進
 (気候変動への対応、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進等)

3. 国土の持続的発展

- 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
 (複合経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環等)
- 中山間地域等をはじめとす農村に人が住み続けるための条件整備
 (ビジョンづくり、多面的機能の発揮、農林政策等)
- 農村を支える新たな働きや活力の創出
 (地域運営組織、関係人口、半農半X等のライフスタイル等)
- 上記施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

4. 食料・農業・農村の持続的発展

- 国民視点・現場視点に立脚し、EBPMの推進・プロジェクト方式による進捗管理、効果的・効率的な施策の推進、重点的運用
- 幅広い関係者・関係府省との連携、SDGsに貢献する環境に配慮した施策の推進、財政措置の効率的・重点的運用

【基本計画と併せて策定】

(2019)	(2030)
439.7万ha	見直し：41.4万ha
	増減：39.2万ha
	増減率：8.9%

(2015)	(2030)
208万人	展望：140万人
	増減：78万人
	増減率：37.5%

① 37の産地を指定
 ② 小規模でも安定的な経営を行う農地維持等に寄与する事例を提示

【抜粋】

食料・農業・農村基本計画

～ 我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために ～

令和2年3月

食料・農業・農村基本計画

まえがき

平成から令和へと時代が変わり、国内ではかつてない少子高齢化・人口減少の波が押し寄せ、特に地方では都市部よりもその影響が顕著に現れている。既に一部の地域では、産業や集落の衰退が現実のものとなりつつある。一方、ロボット、AI、IoTといった技術革新、TPP11等の経済連携協定等の発効に伴うグローバル化の一層の進展、持続可能な開発目標（SDGs）に対する国内外の関心の高まりなど、我が国経済社会は新たな時代のステージを迎えている。

このような中で、我が国が持続可能な活力ある地域経済社会を構築するためには、時代の変化を見通し、実態に合わなくなった制度やシステムを大胆に変革し、人材や資金を呼び込み、新技術を社会実装することにより、こうした変化に多彩に対応し、新たな成長につなげていくことが必要である。これは、食料・農業・農村分野においても同様である。

我が国の農業は、国民生活に必要な不可欠な食料を供給する機能を有するとともに、国土保全等の多面的機能を有している。また、農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしている。このように、農業・農村がもたらす恵沢は、都市住民を含む国民全体の生活と国民経済全体に裨益している。近年、地域の多彩な食文化を支える高品質な農産物・食品、農村固有の美しい景観・豊かな伝統文化などが我が国の魅力の一つとして国内外での評価を高めており、これらは先人の努力で培われた有形無形の国民的な財産である。また、農業・食料関連産業の国内総生産は全経済活動の1割に相当し、我が国経済の中で重要な地位を占める。

食料・農業・農村政策については、平成11年7月に、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「基本法」という。）が制定され、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興という四つの基本理念を具体化するための施策を推進してきた。近年、農業の成長産業化に向けて推進してきた改革については、農林水産物・食品の輸出額や農業所得が増加傾向にあり、若者の新規就農が増加するなど、その成果が着実に現れてきている。また、今後、我が国の農林水産物・食品の海外マーケットの更なる拡大が期待される中、新たな視点で輸出目標を掲げ、官民総力を挙げて取り組んでいくことが重要である。

また、これまで農業・農村との関わりが少なかった都市部の人材が農業・農村の価値や魅力を再認識し、都市と農村を往来したり、農村に定住したりするなど、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続している中、こうした都市部の人材が地域活性化に貢献する動きも出始めている。

加えて、持続可能な社会の実現に向けたSDGsの取組が国際的に広がり、人々の意識や行動を大きく変えつつある。農業・食品産業はその活動を自然資本や環境に立脚しており、

持続的な発展のためには、SDGsの達成に率先して貢献しつつ、消費者の行動や他分野からの投資を主導することで、新たな成長につながる可能性がある。

他方、我が国の農業・農村は、農業者や農村人口の著しい高齢化・減少、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しており、今後も、農業者の大幅な減少が見込まれる中で、農業の生産基盤が損なわれ、地域コミュニティの衰退が一層進む地域が発生する事態が懸念されるばかりではなく、国土の均衡ある発展の上からも問題がある。加えて、近年の大規模災害、野生鳥獣害、家畜疾病等の被害が、我が国の食料や農業の現場に深刻な影響を及ぼすとともに、新型コロナウイルス感染症など新たな脅威による経済活動への影響が懸念される。

このような農政をめぐる時代の大きな転換点にあつて、今回策定された食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）は、我が国の食料・農業・農村の将来にとって非常に重要な意味を持つ。我が国農業・農村の持続可能性に深く思いを致し、農業者が減少する中にあつても、各般の改革を強力に進め、国内の需要にも、輸出にも対応できる国内農業の生産基盤の強化を図ることにより、需要の変化に対応した食料を安定的に供給する役割や、農業・農村における多面的な機能が将来にわたって発揮され、我が国の食と農の持つ魅力が国内外に輝きを放ち続けるものとなるよう、食料・農業・農村が持続的に発展し、次世代を含む国民生活の安定や国際社会に貢献する道筋を示すことが、本基本計画の重要なテーマである。

こうした観点から、国民全体の取組の指針として、本基本計画を策定し、関係府省や地方公共団体、生産者、消費者、事業者、関係団体等の中で連携・協働しながら、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとする。

なお、本基本計画は、食料・農業・農村に関する各種施策の基本になるという性格を踏まえ、中長期的な食料・農業・農村をめぐる情勢の変化を見通しつつ、今後10年程度先までの施策の方向等を示すものとするが、情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策（略）

2. 農業の持続的な発展に関する施策

これから10年程度の間、農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中であっても、我が国農業が成長産業として持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていかなければならない。このためには、生産性と収益性が高く、中長期的かつ継続的な発展性を有する、効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営）を育成し、こうした農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の需要の変化に対応しつつ安定的に農産物を生産・供給できる農業構造を確立することがこれまで以上に重要となっている。このため、経営感覚を持った人材が活躍できるよう、経営規模や家族・法人など経営形態の別にかかわらず、担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営（認定農業者、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農））の育成・確保を進めるとともに、担い手への農地の集積・集約化、農業生産基盤の整備の効果的な実施、需要構造等の変化に対応した生産供給体制の構築とそのための生産基盤の強化、スマート農業の普及・定着等による生産・流通現場の技術革新、気候変動への対応などの環境対策等を総合的に推進する。

また、中小・家族経営など多様な経営体については、産地単位で連携・協働し、統一的な販売戦略や共同販売を通じて持続的に農業生産を行うとともに、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえた営農の継続が図られる必要がある。さらに、生産現場における人手不足等の問題に対応するため、ドローン等を使った作業代行やシェアリングなど新たな農業支援サービスの定着を促進する。

（1）力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給が可能な農業構造を確立するため、このような農業経営を目指す経営体を含む担い手の育成・確保を進める。

その際、経営規模や家族・法人など経営形態の別にかかわらず、経営発展の段階や、中山間地域等の地理的条件、生産品目の特性などに応じ、経営改善を目指す農業者を幅広く担い手として育成・支援する。

また、農業内外からの人材確保・育成、経営基盤の継承、農業経営の法人化等を推進する。

① 認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し

ア 担い手への重点的な支援の実施

認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう、農地の集積・集約化や経営所得安定対策、出資や融資、税制などの支援を重点的に実施する。

その際、既存経営基盤では現状以上の農地引受けが困難な担い手も現れているこ

とから、地域の農業生産の維持への貢献という観点で、このような担い手への支援の在り方についても検討する。

イ 農業経営の法人化の加速化と経営基盤の強化

農業経営の法人化には、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大など経営発展の効果が期待される。このため、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発、親世代から子世代への経営継承のタイミングを捉えた法人化などを進め、農業経営の法人化を加速化する。

あわせて、地域の農地の集積・集約化、他産業での経験を有する者など多様な人材の確保、法人幹部や経営者となる人材の育成、経営統合・分社化等による広域での事業展開、輸出などに意欲的に取り組む法人への重点的な支援を実施するとともに、法人経営の計画的な経営継承を促進する。また、集落営農については農業者の高齢化等により今後更に脆弱化することが懸念されることを踏まえ、人・農地プランの実質化を通じ、令和2年度中に実態を把握する。その上で、地方農政局等と都道府県・市町村の連携強化や地域農業の各種計画の連携・統合により、法人化に向けた取組の加速化や地域外からの人材確保、地域外の経営体との連携や統合・再編、販売面での異業種との連携等に向けた方策について「地域営農支援プロジェクト」を設置し、総合的な議論を行い、必要な施策を実施する。

ウ 青色申告の推進

農業経営の着実な発展を図るためには、自らの経営を客観的に把握し経営管理を行うことが重要であることを踏まえ、農業者年金の政策支援、農業経営基盤強化準備金制度、収入保険への加入推進等を通じ、農業者による青色申告を推進する。

② 経営継承や新規就農、人材の育成・確保等

農業の経営継承は親子間・親族間が中心である現状も踏まえ、農地等の資源が次世代の担い手に確実に利用されるよう、計画的な経営継承を促進する。また、将来に向けて世代間のバランスのとれた農業就業構造を実現するためには、青年層の農業就業者を増加させていくことが重要であることから、農業の内外からの青年層の新規就農を促進する。

ア 次世代の担い手への円滑な経営継承

リタイアする農業者の農地その他の経営資源を継承すべき担い手においても高齢化が進んでいることから、関係機関・団体の連携、専門家による相談対応、資産評価等の支援体制の整備を進め、親子間・親族間を含めた担い手の計画的な経営継承、継承後の経営改善等を支援するほか、移譲希望者と就農希望者とのマッチングなど第三者への継承を促進する。

また、園芸施設・畜産関連施設、樹園地等の経営資源について、農業協同組合、公社等の第三者機関・組織と連携しつつ、再整備・改修等のための支援により、円滑な継承を促進する。

これらをパッケージ化した支援を行うことで、経営形態に応じた計画的かつきめ細やかな経営継承を推進し、経営資源の有効活用、速やかな経営の安定化につなげる。

イ 農業を支える人材の育成のための農業教育の充実

若い人に農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、農業高校・農業大学校等の農業教育機関において、先進的な農業経営者等による出前授業、現場での実習、農業生産工程管理（GAP）に関する教育、企業や他の教育機関、研究機関等と連携したスマート農業技術研修等、実践的・発展的な教育内容の充実やそのための施設・設備等の整備を進める。また、地域農業のリーダーとして活躍し、経営感覚や国際感覚を持つ農業経営者を育成するため、産業界や海外と連携した研修・教育や、農業大学校等の専門職大学化などの農業教育機関の高度化を推進する。

さらに、就職氷河期世代をはじめとした幅広い世代の就農希望者に対する実践的なリカレント教育を推進する。

ウ 青年層の新規就農と定着促進

青年層の農業内外からの新規就農と定着促進のため、就農準備のための研修や就農後の早期の経営確立を支援するとともに、就農前段階の技術習得から就農後の技術指導、農地確保、地域における生活の確立等について就農準備段階から経営開始後まで、地方公共団体や農業協同組合、農業者、農地中間管理機構、農業委員会、企業等の関係機関が連携し、一貫して支援する地域の就農受入体制を充実する。

また、新規就農希望者が増えるよう、農業の「働き方改革」を推進し、ライフスタイルも含めた様々な魅力的な農業の姿や、就農に関する情報について、企業等とも連携して、ウェブサイトやSNS、就農イベントなどを通じた情報発信を強化する。また、自営や法人就農、短期雇用など様々な就農相談等にワンストップで対応できるよう、新規就農相談センターの相談窓口を強化する。

さらに、農業者の生涯所得の充実の観点から、農業者年金への加入を推進する。

次世代の農業人材の育成・確保に係る施策については、新規就農希望者の増加と新規就農者のより早期の経営発展・定着を促すものとなるよう、見直しを進め、総合的な政策パッケージとして示し、関係者の協力を得ながら進める。

エ 女性が能力を発揮できる環境整備

農業や地域に人材を呼び込み、また、農業を発展させていく上で、農業経営における女性参画は重要な役割を果たしているため、認定農業者の経営改善計画申請の際の共同申請や補助事業等の活用を推進する。また、地域農業に関する方針策定への女性参画を推進するため、地域をリードできる女性農業者を育成し、農業委員や農協役員への女性登用などを一層推進するとともに、全国の女性グループ間ネットワークを構築する。

さらに、「農業女子プロジェクト」における企業や教育機関との連携強化、地域

活動の推進により女性農業者が活動しやすい環境を作る。またこれらの活動を発信し、若い女性新規就農者の増加につなげる。

オ 企業の農業参入

企業の農業参入は、農業界と産業界の連携による地域農業の発展に資するとともに、特に担い手が不足している地域においては農地の受皿として期待されることから、引き続き、農地中間管理機構を中心としてリース方式による企業の参入を促進する。

(2) 農業現場を支える多様な人材や主体の活躍 (以下略)